【参考資料】

議案第６８号 朝霞市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

こども部保育課

１　提案する理由

内閣府令及び児童福祉法等の改正に伴い、満３歳以上限定小規模保育事業の一般制度化に対応し、利用定員や運営等に関する基準を整備するため、所要の改正を行う。

２　主な改正内容

満３歳以上限定小規模保育事業の一般制度化に伴い、利用定員や運営等に関する規定を整備する。

３　施行年月日

公布の日の翌日。ただし、満３歳児以上限定小規模保育事業に係る経過措置の終期となる「条例で定める日」は、公布日。

担当
こども部保育課施設給付係
電話４６３－２８３７